

日本トライボロジー学会定款（改定案）

第55期理事会

内閣府「定款の変更の案」 （公益等認定委員会）	改定案 （一般社団法人）	現行定款
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、公益社団法人 と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人は、主たる事務所を<東京都 区>に置く。 <2この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。></p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目的） 第3条 この法人は に関する事業を行い、に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 この法人は、一般社団法人日本トライボロジー学会と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目的） 第3条 この法人は、トライボロジーに関する学術および科学技術を振興する事業を行い、もって、トライボロジーに関する理論の進歩および技術の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 この法人は、社団法人日本トライボロジー学会という。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人は、事務所を東京都港区芝公園三丁目5番8号機械振興会館内に置く。</p> <p>（支 部） 第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目 的） 第4条 この法人は、トライボロジーに関する研究の連絡、提携および促進を図り、もって、トライボロジーに関する理論の進歩および技術の向上に寄与することを目的とする。</p>

<p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・・・略記・・・に関する普及 (2)・・・略記・・・の推進 (n)その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項第1号の事業は、＜例1：日本全国・・・例6：本邦及び海外、＞において行うものとする。 第3章 社員 (法人の構成員) 第5条 この法人に、次の会員を置く。 (1) 正会員 の資格を有する者 (2) 準会員 当法人の活動に協賛する者、の資格の取得予定者</p>	<p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行なう。 (1)研究発表会、討論会、講演会、講習会、懇談会および見学会の開催 (2)会誌および図書の発行 (3)トライボロジーに関する研究および調査 (4)学術に関する表彰、奨励および助成 (5)資格付与のための技能検定および資格認定 (6)その他目的を達成するために必要な事業 2 前項の各事業については、日本全国および海外において行うものとする。 第3章 会員 (法人の構成員) 第5条 この法人に、次の会員を置く。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同する者 (2) 学生会員 この法人の目的に賛同する学生 (3) 維持会員 この法人の事業を援助する者または団体 (4) 公共会員 この法人の目的に賛同する学校、図書館または公共性のある研究機関ならびにこれに準ずる機関 (5) 名誉会員 この法人の目的達成に対し特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。</p>	<p>(事業) 第5条 この法人は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行なう。 (1) 研究発表会、討論会、講演会、講習会、懇談会および見学会の開催 (2) 会誌および図書の発行 (3) トライボロジーに関する研究および調査 (4) その他目的を達成するために必要な事業 第3章 会員 (種別) 第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員を民法上の社員とする。 (6) 正会員 この法人の目的に賛同する者 (7) 学生会員 この法人の目的に賛同する学生 (8) 維持会員 この法人の事業を援助する者または団体 (9) 公共会員 この法人の目的に賛同する公共性のある学校、図書館または研究機関ならびにこれに準ずる機関 (10) 名誉会員 この法人の目的達成に対し特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者</p>
--	--	--

<p>(社員の資格の取得)</p> <p>第6条 この法人の社員になろうとする者は <理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。></p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>(任意退社)</p> <p>第8条 社員は、理事会において別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。 <(1)この定款その他規則に違反したとき (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3)その他除名すべき正当な事由があるとき></p>	<p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、細則に定められた額を支払う義務を負う。</p> <p>2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1)この定款その他規則に違反したとき。 (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>(入会)</p> <p>第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 この法人の入会金及び会費は総会の議決をもって別に定める。 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。 (1)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。 (2)この法人の会員としての義務に違反したとき。 (3)会費を1年以上滞納したとき。</p>
---	---	--

<p>(社員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1)第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。 (2)総社員が同意したとき。 (3)当該社員が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>第4章 社員総会 (構成) 第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>(権限) 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。 <例> (1)社員の除名 (2)理事及び監事の選任又は解任 (3)理事及び監事の報酬等の額 (4)計算書類等の承認</p>	<p>(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1)第7条の支払い義務を当該年度内に履行しなかったとき。 (2)総会員が同意したとき。 (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>(会員資格喪失に伴う権利および義務) 第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</p> <p>2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。</p> <p>第4章 社員総会 (構成) 第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>(権限) 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1)会員の除名 (2)理事及び監事の選任又は解任 (3)理事及び監事の報酬等の額 (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減書)の承認</p>	<p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 (1)退会したとき。 (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき。 (3)除名されたとき。</p> <p>(総会の構成) 第22条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。</p> <p>(総会の議決事項) 第25条 総会は、他の条文に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1)事業計画及び収支予算についての事項 (2)事業報告及び収支決算についての事項 (3)正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項 (4)その他この法人の業務に関する重要事項で</p>
---	---	--

<p>(5)定款の変更 (6)解散及び残余財産の処分 (7)不可欠特定財産の処分の承認 (8)その他社員総会で決議するものとして法令又は定款に定められた事項</p> <p>(開催) 第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 月に1回開催するほか、(月及び) 必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第15条 社員総会の議長は、<代表理事がこれに当る。></p> <p>(議決権) 第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p> <p>註：定款で別段の定めは可能だが、現状のガイドランスでは可否同数の場合は決議できない。</p>	<p>(5)定款の変更 (6)解散及び残余財産の処分 (7)その他社員総会で決議するものとして法令又は定款に定められた事項</p> <p>(開催) 第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。</p> <p>(議決権) 第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>	<p>理事会において必要と認めるもの</p> <p>(総会の招集) 第23条 通常総会は、毎年5月に会長が招集する。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、会長が招集する。 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の召集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。</p> <p>(総会の議長) 第24条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。</p>
--	---	---

<p>(決議) 第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決数の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の < 3分の2以上 > に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1)社員の除名 (2)監事の解任 (3)定款の変更 (4)解散 (5)不可欠特定財産の処分 (6)その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録) 第18条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(決議) 第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決数の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1)会員の除名 (2)監事の解任 (3)定款の変更 (4)解散 (5)その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録) 第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長、及び出席した理事のうちから社員総会で選任された議事録記名人2名は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(総会の定足数等) 第26条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員への通知) 第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。</p> <p>(議事録) 第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第19条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事 名以上 名以内 (2)監事 名以内</p> <p>2 理事のうち1名を代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち 名を業務執行理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞</p>	<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第20条 この法人に、次の役員を置く。 (1)理事 15名以上21名以内 (2)監事 2名または3名</p> <p>2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、その他の理事全員をもって業務執行理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 この法人には、次の役員を置く。 (1)理事 15名以上21名以内(うち、会長1名、副会長2名及び常務理事1名) (2)監事 2名又は3名</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第13条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務)</p> <p>第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、総会の議決した事項を処理する。 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、別に定めた会務を処理する。 5 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属</p>
--	--	--

<p>(監事の職務および権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(会計監査人の職務及び権限) 第23条</p> <p>(役員任期) 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>(監事の職務および権限) 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期) 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p> <p>(監事の職務) 第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。 (1) 法人の財産の状況を監査すること。 (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。</p> <p>(役員任期) 第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。</p>
--	---	---

<p>(役員の解任) 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(報酬等) 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては<社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、>報酬等として支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成) 第27条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限) 第28条 理事会は、次の職務を行う。 (1)この法人の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>(招集) 第29条 理事会は代表理事が招集する。</p>	<p>(役員の解任) 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(報酬等) 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成) 第27条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限) 第28条 理事会は、次の職務を行う。 (1)この法人の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>(招集) 第29条 理事会は会長が招集する。</p>	<p>(役員の解任) 第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。 (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(役員の報酬) 第18条 役員は、有給とすることができる。 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会議</p> <p>(理事会の招集等) 第20条 理事会は、毎年11回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事会の議長は、会長とする。</p> <p>(理事会の定足数等) 第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決すること</p>
---	--	--

<p>2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(決議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(理事会の決議の省略) 第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。</p> <p>(議事録) 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第7章 資産及び会計 <第32条(基本財産)> この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。</p>	<p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(決議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(役員の損害賠償責任の一部免除) 第31条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(議事録) 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第7章 資産及び会計 (基本財産) 第33条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。</p>	<p>ができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者と見なす。</p> <p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(参考) 第九十五条 3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあつては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>第6章 資産及び会計 (事業年度) 第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
--	---	---

<p>2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。</p> <p>(事業年度) 第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 月 日に始まり翌年 月 日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第 34 条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、〈例 1：理事会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1)事業報告 (2)事業報告の附属明細書</p>	<p>2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。</p> <p>(事業年度) 第 3 4 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第 3 5 条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第 3 6 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)事業報告 (2)事業報告の附属明細書 (3)貸借対照表 (4)損益計算書(正味財産増減計算書) (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p>	<p>(資産の構成) 第29条 この法人の資産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金600,000円 (2) 入会金及び会費 (3) 資産から生じる収入 (4) 事業に伴う収入 (5) 寄附金品 (6) その他の収入</p> <p>(資産の種別) 第30条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。</p> <p>2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 前条第1号に記載された財産 (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産 (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理) 第31条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。</p> <p>(基本財産の処分の制限) 第32条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由</p>
--	--	--

<p>(3)貸借対照表 (4)損益計算書 (正味財産増減計算書) (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6)財産目録</p> <p>2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定) 第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。</p>	<p>(6)財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(5) 監査報告 (6) 理事及び監事の名簿 (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>があるときは、理事現在数及び正会員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p> <p>(経費の支弁) 第33条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(暫定予算) 第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(収支決算) 第36条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p>
---	--	---

		<p>(書類及び帳簿の備付等)</p> <p>第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p> <p>(1)定款 (2)会員の名簿 (3)役員及びその他の職員の名簿及び履歴書 (4)財産目録 (5)資産台帳及び負債台帳 (6)収入支出に関する帳簿及び証拠書類 (7)理事会及び総会の議事に関する書類 (8)官公署往復書類 (9)収支予算書及び事業計画書 (10)収支計算書及び事業報告書 (11)貸借対照表 (12)正味財産増減計算書 (13)その他必要な書類及び帳簿</p> <p>2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">第 8 章 定款の変更及び解散</p> <p>第 37 条(定款の変更) この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第 38 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) 第 40 条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第 37 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第 38 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の分配) 第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。</p> <p>(残余財産の帰属) 第 40 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方</p>	<p>(新たな義務の負担等) 第38条 第32条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第40条 この定款は、理事会および総会においておのおのの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(解 散) 第41条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分) 第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受</p>
--	--	--

<p>体に贈与するものとする。</p> <p>法律に根拠のない任意の機関を設ける場合、定款に名称、構成、権限および法律上の機関である社員総会および理事会の権限をうばわないこと。</p> <p>第 9 章 第 41 条 この法人の公告は、＜例 3：電子公告＞により行う。</p>	<p>公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 9 章 公告の方法 (公告の方法) 第 4 1 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p>	<p>けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。</p> <p>(事務局及び職員) 第 19 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。 2 職員は、会長が任免する。 3 職員は、有給とする。</p>
--	--	--

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、〈主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法〉により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は 〃 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産(第 32 条関係)

基本財産がある場合

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は 〃 (会長) 〃 (副会長) 〃 (副会長) とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の当期と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産(第 33 条関係)

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	貸付信託(中央三井信託銀行本店)、500万円

第 8 章 雑 則

(細 則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この定款の変更(学会名称等)は、文部大臣の認可があった日から施行し、その翌々月の 1 日(平成 4 年 9 月 1 日)から適用する。

2 この定款の変更(会費等)は文部大臣の認可があった日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。(平成 4 年 7 月 27 日 文部大臣一部変更許可)

3 この定款の変更(会費等、役員任期および解任、総会の成立および議決)は文部大臣の認可があった日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

4 本定款による第 48 期の役員のうち、補充選挙で選任された役員については、第 16 条 2 項に関わらず、この任期を 2 年とする。

5 この定款の変更(役員数、任期等)は文部科学大臣の認可があった日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。